

令和 5 年 度

浦安市資金不足比率審査意見書
公営企業会計（下水道事業）

浦安市 監 査 委 員

浦 監 第 205 号
令和 6 年 8 月 23 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 宝 新

令和 5 年度浦安市資金不足比率審査意見書（公営企業会計：下水道事業）の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度浦安市資金不足比率審査意見書

公営企業会計（下水道事業）

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月31日から令和6年8月22日まで

3 審査の着眼点・実施内容

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	令和5年度	経営健全化基準	(参考) 令和4年度
資金不足比率	— (△21.2%)	20.0%	— (△15.8%)

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「—」で表示している。

なお、()内のマイナスの数値は参考として表示したものである。

5 審査意見

資金不足比率は、経営健全化基準と比較してこれを下回っており、財政は健全であると認められる。